

令和7年3月21日

北海道札幌市「宿泊税」の新設

北海道札幌市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される札幌市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道札幌市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	札幌市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	札幌市が、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 5万円未満 …200円 (2) 5万円以上 …500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 約27.3億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	(平年度) 約1.8億円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- ・令和6年12月11日 札幌市議会にて条例案可決
- ・令和6年12月25日 総務大臣協議
- ・令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・令和8年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。